

I o T高齢者見守りシステム構築業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「I o T高齢者見守りシステム構築業務委託」に係る受託者を選定するための公募型プロポーザルに必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

I o T高齢者見守りシステム構築業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

本業務は「I o T高齢者見守りシステム構築業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)の記載内容を基本とするが、本プロポーザルで契約候補となった事業者の提案企画を調整の上、実施するものとする。

(3) 業務委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 業務費(システム構築費、保守費及び使用料並びにI o T家電(空気清浄機)

100台の購入費等必要な費用合計)の限度額

36,000千円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

なお、I o T家電として空気清浄機を想定しているが、空気清浄機以外の家電ジャンルに対応できる場合は、業務費に含めず別途購入費を提示すること。

3 スケジュール

内容	日程
募集の公告	令和5年6月30日(金)
質問受付期間	令和5年6月30日(金)～7月12日(水)午後5時
質問回答予定	令和5年7月14日(金)
参加申請期限	令和5年7月19日(水)午後5時
参加資格審査通知	令和5年7月21日(金)
提案書の提出期限	令和5年7月28日(金)午後5時
プレゼンテーション・審査	令和5年8月4日(金)
選定結果通知(予定)	令和5年8月10日(木)

※日程は、都合により変更する場合がある(以下同じ)。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。

なお、参加資格審査後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す。

- (1) 参加申請する日(以下「審査基準日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)において、販売(製造)高があること。
- (2) 審査基準日の2か月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税)及び県税、審査基準日の前日までに納期限の到来した能美市税(地方消費税を含む。)の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (4) 審査基準日において、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 参加申請

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。ただし、令和4・5年度能美市競争入札参加資格(物品等)の資格を有する者は、ウ、エ、オ及びカの書類を省略することができる。

- (1) 参加申請時の提出書類
 - ア 参加申請書(様式1)
 - イ 事業者概要(会社パンフレット等様式任意) 1部
 - ウ 商業登記簿謄本(3か月前以内に発行のもの、写し可) 1部

エ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主(社員)資本等変動計算書の直前決算1期分) 1部

オ 納税証明書(国税(その3の3)はすべての者、県税(第2号の3様式)は石川県内に本店・営業所があるすべての者、2か月前以内に発行のもの、写し可) 1部

カ 能美市暴力団排除条例にかかる誓約書(様式2) 1部

(2) 参加申請方法

「4 参加資格」を満たし、参加申請書を提出しようとする者は、令和5年7月19日(水)午後5時までに、次のとおり電子メールで提出すること。

なお、カについては、原本を7(1)の提出書類提出時に併せて提出すること。

ア 送付先

「15 送付先・提出先・問合せ先」に送付すること。

イ 受付確認

電子メール送付後、「15 送付先・提出先・問合せ先」に電話で受付確認をすること。

(3) 参加資格審査通知

電子メールにて、令和5年7月21日(金)に参加の可否を通知する。

6 質問・回答

本プロポーザルについて質問がある場合には、次により行うこと。

(1) 質問受付期間

令和5年6月30日(金)から7月12日(水)午後5時まで(時間厳守)とする。

(2) 質問方法

質問内容を次のとおり作成し、電子メールにて送付すること。

ア メール件名

【質問】IoT高齢者見守りシステム構築プロポーザル

イ メール本文

事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

ウ 質問内容

質問票(様式3)に記載し、添付すること。

エ 送付先

「15 送付先・提出先・問合せ先」に送付すること。

(3) 質問への回答

回答は、令和5年7月14日(金)までに本市ホームページにおいて回答する。

7 企画提案書類提出

企画提案者は、企画提案書類を次のとおり提出すること。

企画提案書類の様式等は「8 企画提案書類様式」を参照すること。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本8部

※紙媒体とは別に、PDFデータをCD-R等で提出すること。

イ 見積書 正本1部、副本8部

※副本は提案者が特定される事業者名やロゴマーク等は記載しないこと。

(2) 提出期限

令和5年7月28日(金)午後5時まで(時間厳守)とする。

(3) 提出場所及び方法

「15 送付先・提出先・問合せ先」まで持参すること。

※持参における受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 参加辞退

参加辞退する者は、参加辞退届(様式4)を令和5年7月28日(金)午後5時までに「15 送付先・提出先・問合せ先」に提出すること。

なお、参加辞退届は、電子メールによる提出も可とする。

8 企画提案書類様式

(1) 企画提案書

次に掲げる事項に沿って作成すること。

業務の一部について、再委託を予定している場合は、再委託部分を明確にすること。なお、業務の全部を再委託することはできない。

ア 提案書の形式は、A4版(縦・横は自由)・長編綴じとする。

イ ページ数は、特に制限を設けない。

ウ 仕様書記載内容を踏まえ、次の項目と内容に沿い、具体的に作成すること。

また、原則日本語表記とし、別段説明がなくても理解できる内容とすること。

専門用語はこの限りではないが、必要に応じ用語解説を含めること。

項目	内容
事業者概要	事業者概要
業務実績	類似業務の実績(実証実験含む)
実施体制	本業務の実施体制
実施スケジュール	本業務の想定スケジュール
仕様書に対する提案	I o T高齢者見守りシステム概要 (独自提案がある場合は、独自提案範囲を明確にしたうえで、記載すること)

(2) 見積書

見積書には積算根拠を明記し、項目ごとの内訳を添付すること。

見積額は、消費税額及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。

9 プレゼンテーション・審査

次のとおり参加資格審査合格者によるプレゼンテーションを実施し、審査委員が審査する。

(1) 審査方式

審査は、審査項目による総合点数方式とし、審査委員の評価点の合計が最も高い事業者を契約候補者とする。

満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

参加資格審査合格者が1者であっても、審査委員の評価点の合計が最低基準点以上のときは、契約候補者とする。

(2) 実施日

令和5年8月4日(金) 時間は参加資格審査後に指定する。

(3) 会場

能美市役所(能美市来丸町1110番地)

(4) 提案時間

企画提案書の説明30分以内、質疑応答15分程度とする。

(5) 機材

パソコンの持込みによるプロジェクタの利用は可能であるが、準備に要する時間は説明時間に含めること。

なお、プロジェクタ及びスクリーンは本市が準備する。

(6) その他

再委託予定者のプレゼンテーションへの参加は可とする。

10 審査評価項目

評価項目は、次のとおりとする。

評価項目	主な評価視点
業務理解	・本業務の趣旨を理解しているか。 ・目的に沿った提案であるか。
業務実績	・類似業務についての実績はどうか(実証事業含む)。
プロジェクト管理	・事業規模に対する実施体制はどうか。 ・サービス開始までのスケジュールはどうか。

I o T家電	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に沿ったデータ取得が可能であるか。 ・一般販売されている製品であるか。
メーカークラウド	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の機器メーカーで共通の仕様に準拠したAPIを用いているか。 ・複数の家電ジャンルに対応しているか。 ・メーカー独自アプリの機能は充実しているか。
イェナカデータ連携基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・高次化データの内容はどうか。 ・高次化データの提供頻度はどうか。 ・今後の機能の拡張性はどうか。 ・市データ連携基盤への接続の提案があったか。
運用	<ul style="list-style-type: none"> ・パーソナルデータへのセキュリティ対策はどうか。 ・平常時及び緊急時の運用保守対応はどうか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他機器メーカーの参入が容易であるか。 ・横展開可能なサービスであるか。 ・サービスの向上に資する独自提案があったか。
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額は妥当であるか。(限度額以下であることは必須)

1 1 審査結果の通知

審査結果は、企画提案者に対し、令和5年8月10日(木)に電子メールにて通知し、後日書面を送付する。

1 2 審査結果の公表

審査結果は、本市ホームページにおいて公表する。

なお、個別の審査内容については公表しない。

また、企画提案書類については、能美市情報公条例第6条第3号に基づき公開しない。

1 3 契約締結

(1) 契約候補者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、本市と協議を行い、協議が整った場合に、予定価格の範囲内で、本市と契約を締結することとする。

(2) 協議においては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

(3) 仕様書の記載事項及び企画提案書の記載事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。

(4) 契約候補者が辞退又は特別な理由(提出書類又は提案内容に虚偽があるこ

とが判明した場合など)により契約締結できない場合は、審査の次点者と契約交渉をする。

1.4 留意事項

- (1) 企画提案書類の作成、提出など、提案に関する一切の費用については、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに提出された書類は、返却しないものとする。
- (3) 本市は本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。
- (4) 本業務の受託者は、提出した企画提案書類の本市の二次利用について、原則許可するものとする。

1.5 送付先・提出先・問合せ先

能美市企画振興部デジタル推進課

担当：中西、嶋田

住所：能美市来丸町1110番地

電話：(0761)58-2204

E-mail：digital@city.nomi.lg.jp